



歴史的風致形成建造物の指定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第12条に基づき、下記の建造物を歴史的風致形成建造物として指定し、指定標識を市長から関係者に授与します。

- | | | |
|----------|---|---|
| ■日 | 時 | 令和5年2月9日（木）14時から |
| ■場 | 所 | 桐生市役所3階 特別応接室 |
| ■指定する建造物 | | 桐生倶楽部会館、後藤織物、森島家住宅及び森秀織物工場 |
| ■授与する標識 | | 今回の指定のために作成した、歴史的風致である桐生織の絵画織技術で織られた桐生市独自の標識です。この標識は、桐の葉模様の組子がデザインされた額縁に収めて贈呈します。 |
| ■その他 | | ・冒頭から指定標識を授与するまでの間は、撮影可能です。 ・指定建造物の画像等が必要な場合は、ご連絡ください。 |
| ■添付資料 | | 歴史的風致形成建造物概要 |



【問い合わせ】
都市整備部都市計画課歴まち・街路係
担当 上波・松本
TEL 0277-46-1111（内線：745）